

社会福祉法人リンク 役員及び評議員に対する報酬支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人リンク役員及び評議員に対する報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 社会福祉法人リンク役員及び評議員に対する報酬額は、評議員会・理事会・監事監査出席 1 回につき、5 千円を日当として支給するものとする。
又、国・県・市・施設監査・法人監査の立会も同額とする。(ただし、予算の範囲内とし、通勤距離が遠方の場合は実費弁済とする。)

(規程の改正)

第 3 条 本規程を改正する場合は、理事会で改正案を決定し、評議員会の承認を得て決定する。

(附 則)

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。